

○福島県文化財保護審議会条例

昭和五十年十二月二十二日

福島県条例第五十五号

福島県文化財保護審議会条例をここに公布する。

福島県文化財保護審議会条例

(設置)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十条の規定に基づき、福島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に福島県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平一七条例六三・一部改正)

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。ただし、その数は五人を超えることができない。

(平一五条例五一・一部改正)

第四条 委員及び臨時委員は、文化財の保存及び活用に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第七条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(平一五条例五一・追加)

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、福島県教育庁において処理する。

(平一五条例五一・旧第七条線下・一部改正)

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平一五条例五一・旧第八条線下)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 福島県文化財専門委員設置に関する条例(昭和二十七年福島県条例第七十六号)は、廃止する。

3 この条例の施行の日以後最初に任命される委員の任期については、第四条第二項の規定にかかわらず、昭和五十二年三月三十一日までとする。

附 則(平成一五年条例第五一号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第六三号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。